令 和 ８ 年 ７ 月 ２ ８ 日
西日本高速道路株式会社
九　　州　　支　　社

入札参加資格停止措置について

１．入札参加資格停止業者

	入札参加資格停止業者		住　　所
①	三井住友建設株式会社	元　請	東京都中央区佃２－１－６
②	株式会社竹中土木	元　請	東京都江東区新砂１－１－１

２．入札参加資格停止期間

① 令和８年７月２８日から令和８年１１月１１日まで（３ヵ月２週間）

② 令和８年７月２８日から令和８年１０月１１日まで（２ヵ月２週間）

３．入札参加資格停止措置対象地域：地域４

４．事実概要

令和６年６月３日、清水川橋にてワーゲンの型枠組立中、吊り込み中の透明型枠が落下し、下にいた従業員へ当たり負傷した工事中事故について、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島県地方検察庁加治木支部に書類送検されたもの。

５．入札参加資格停止措置理由

安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成１７年１１月３０日付要領第９６号）別表第１第７号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第１

措　置　要　件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） ７　会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から２週間以上４月以内

〇問合せ先　西日本高速道路株式会社　九州支社　総務企画部　経理課

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第３

地　域　区　分

地域	都　道　府　県
１	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※１）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※２）
２	兵庫県（※３）、鳥取県、島根県、岡山県（※４）、広島県及び山口県（※５）
３	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
４	山口県（※６）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※１　地域２にかかる部分を除く。

※２　山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※３　中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※４　地域１にかかる部分を除く。

※５　地域４にかかる部分を除く。

※６　関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。